動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合
〒260 千葉市中央区要町2番8号（動力車会館）
電話（鉄電）千葉 2935・2939番
（公）043（222）7207番

98.7.3 No. 4812

動労千葉を支援する会、98年次総会開かれる。

さらに拡げよう…熱い交流かちとる
動労千葉支援・連帯の輪…

6/27

六月二七日、千葉市・千葉市民会館において、「動労千葉を支援する会九八年次総会」が開催され、早稲田大学・佐藤昭夫教授の「国家的不当労働行為と東京地裁五・二八判決」と題する公演を中心にして、国鉄闘争勝利に向け動労千葉の支援体制をさらに強化する方針などが決定された。

分割・民営化反対の原点に

総会は、自治労横浜の庄山さんの司会で進められ、連帯のあいさつでは、「五・二八反動判決は、分割・民営化反対の原点に帰ることを思い知らされた。国労の仲間たちとともにJR総連解体、国鉄闘争勝利へ闘いぬく」（動労連帯高崎・和田山委員長）、「労働者の勝利は、労働者の結集した力しかない」（杉並障福労・佐藤委員長）と力強いあいさつが行なわれた。

政府主導の国家的不当労働行為に司法も加担

—早稲田大学・佐藤昭夫教授—

続いて、早稲田大学・佐藤昭夫教授から、「国家的不当労働行為と東京地裁五・二八反動判決」と題して講演が行なわれた。（要旨 別掲）

早稲田大学・佐藤昭夫教授

動労千葉からの報告として中野委員長から、国鉄闘争の現状と当面する闘いの方向性が提起された。

次に、支援する会事務局から①各地で動労千葉の交流会を開催する、②動労千葉の各種行事に参加する、③日刊動労千葉の定期講読を拡大するなどの方針提起を受けて討論が行なわれ「動労千葉の三六五日が見たい」「日刊動労千葉を読むと動労千葉の姿がよく分かる」「支援する会運動をさらに進めたい」などの意見が出さた。

そして、最後に、総会に参加した動労千葉の組合員・家族Wを代表して田中書記長がお礼と、決意を述べ、川崎市職労の小林さんの閉会のあいさつ、関青年部長の組合歌合唱、布施副委員長の団結ガンバロー三唱で、動労千葉を支援する会九八年次総会を終了した。

五・二八判決の内容は、国家的不当労働行為に司法も協同
団結固め国鉄闘争勝利へ

五月二八日に東京地裁でふたつの判決があった。両方とも中労委の命令を取り消した。

【民事十一部】JRの主張そのままに、不当労働行為があってもそれは国鉄＝清算事業団の責任とした。問題点はJRは使用者ではないということで引いた九五年二・二八最高裁判決はまったく筋違いの判例。国会での大臣の答弁は、国鉄のやったことは設立委員が責任を負うという説明であって、「便宜的」といって何を説明したかという肝腎のところを切り捨てている。原状回復といった場合、差別された人間が差別されない状態になるのは同じ仕事をひきついだJR以外にないという労働委員会の実質的同一性の理論の核心を否定した。救済が「労働契約関係の創設を強制」できないといっているが、本件は選考のやりなおしを命じただけだ。

【民事十九部】国鉄が「国労組合員でないこと」を募集条件としたことを設立委員が知って、それを是正させなかったらJRに責任があるとした。ところがその事実関係があったかどうかを調べなかった。救済命令は採用するか否かを判断しなおすのが限度で、採用された者として取り扱うことを命ずることはできないとした。しかしこれもまったく問題の違う判例を引いている。

こうした判決の内容は、政府が主導、加担、鼓吹、放任した国家的不当労働行為に司法も協同したということだ。国鉄改革法作成時、最高裁調査官が国鉄に出向し、分・民後に東京地裁に戻ったという事実が示している。自民党三条件の意図はますます明らかだ。この闘いに日本労働運動の命運がかかっている。有事立法がつくられようとしているいま、戦前日本が歩んだ道を想起させる。国鉄闘争に勝利しよう。

新たな10万人合理化粉砕!! 労働運動の新たな潮流めざし全国へはばたこう!!